

自然災害におけるボランティア支援に関する
協定書

2021年 2月15日

(甲) 社会福祉法人 伊根町社会福祉協議会

(乙) ライオンズクラブ国際協会335-C地区5R2Z

宮津ライオンズクラブ

自然災害におけるボランティア支援に関する協定書

社会福祉法人伊根町社会福祉協議会（以下「甲」という。）とライオンズクラブ国際協会335-C地区5R2Z宮津ライオンズクラブ（以下「乙」という。）は、自然災害におけるボランティア支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、自然災害が発生した災害被災地（以下「被災地」という。）において参加ボランティアの支援活動が迅速かつ効果的に行われるよう甲と乙との間に必要な事項を定めるものとする。

（支援の要請）

第2条 甲は災害時において次条に掲げる支援を必要としているときは、乙に対し協力を要請するものとし、乙は可能な限り要請に応じるように連絡、調整を行うものとする。

2 前項の規定による要請は書面により行うものとする。ただし、状況により書面での要請が困難なときは、電話又は口頭で要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

（支援の内容）

第3条 本協定により甲が乙に対して協力を要請する内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災地内外における支援ボランティアの移動に掛かる輸送手段（車両、バス等）の手配と提供
- (2) 被災地災害ボランティアセンター及び被災地外のボランティア活動支援拠点（以下「ボランティア支援拠点」という。）の設備、運営及び被災地でのボランティア活動のための資機材等の提供
- (3) ボランティア支援拠点における支援ボランティア活動者のための駐車スペース確保の支援
- (4) 乙会員の専門性を生かした物的支援及び人的支援の提供
- (5) ボランティア支援拠点におけるボランティア活動者への飲料、食料品等の提供
- (6) その他ボランティア活動支援に係ること
- (7) 前各号に掲げる物のほか、特に要請のあった事項への支援

(支援の実施)

第4条 乙は甲から前条により支援の協力要請を受けたときは、可能な範囲内において支援を実施するものとする。ただし、甲から乙に通信の途絶等の理由で要請が遅れた場合、乙は甲の要請を待たずに、被災地の災害ボランティアセンターの状況に応じ、自主的に可能な範囲においての支援を実施することができるものとする。

(支援の表示)

第5条 甲は第2条に規定する支援を受けて事業及び活動を行うときは、乙の支援による資機材等であるとの表示処置を講じるものとする。

(経費の負担)

第6条 第3条に規定する支援の実施に要した費用は、乙が負担するものとする。

(災害の補償)

第7条 この協定に基づき乙が実施した支援活動により、乙の会員に生じた損害の補償は、乙の責任において補償する。

(情報の交換)

第8条 甲は、災害発生時には被災地に設置される災害ボランティアセンターに関する情報の内、甲乙の連携に必要な情報を乙に提供するものとする。

2 甲並びに乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平時から必要に応じて情報の交換をお互いに行うものとする。

(連絡の窓口)

第9条 甲と乙は、あらかじめ本協定に関する担当者を定め、毎年7月末日までに取り交わすものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から1年間効力を生じるものとする。なお、期間満了の1ヶ月前までに甲乙それぞれから特段の意思表示がない場合は、この協定は更に1年間更新されるものとし、それ以降も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上これを定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれが署名押印のうえ各1通を保有するものとする。

2021年 2月15日

(甲) 京都府与謝郡伊根町字泊1番地
社会福祉法人 伊根町社会福祉協議会

会長

上枝 飛


(乙) 京都府宮津市字鶴賀2054番地の1
ライオンズクラブ国際協会335-C地区5R2Z
宮津ライオンズクラブ

2020~2021年度

会長

森 浩亮
